

～贈与税の納税猶予制度～

先代経営者から後継者が一括で自社株式の贈与を受けた場合には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、当該後継者の贈与税全額の納税が猶予されます。その後も事業を継続し、株式等を保有し続けることにより、先代経営者の死亡時まで納税猶予は継続され、贈与株式等は相続財産として相続税が課税されます。

(贈与税の納税猶予制度の流れ)

